

平成21年度第1回地域医療推進部会 会議録

1. 日 時 平成21年9月2日（水）午後8時00分～午後8時35分
2. 場 所 帯広市役所 第5A会議室
3. 出席者 堀修司部会長、有田修造副部会長、鹿野泰邦委員、渡邊秀教委員、箕浦義則委員、
館盛洋子専門委員、若田部紀代子専門委員
4. 会議次第
 - (1) 前回議事録の確認
 - (2) 帯広市新型インフルエンザ対策行動計画（案）について

5. 会議内容

○事務局

お晩でございます。本日は、大変お忙しいところ、また、委員の皆様におかれましては健康生活支援審議会に引き続いてのご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、5月に行われました帯広市医師会の役員改選により、前田専門委員の後任に稲葉専門委員が就任いたしました。本日は欠席の旨連絡をいただいていることをご報告いたします。

それでは、ただ今から、平成21年度第1回地域医療推進部会を開会させていただきます。

本日の委員の出席は、地域医療推進部会委員9名中7名のご出席をいただいております。出席人数が過半数を超えていますことから、本日の部会は成立しております。

それでは、これより、議事の進行につきましては、堀部会長にお願いいたします。

○部会長

それでは、会議に入らせていただきます。

まず、前回会議の議事録の確認についてを議題といたします。

この議事録は、この場でご確認いただいた後、公開される予定となっております。

議事録につきまして、ご質問やご意見があればお願いします。

【質問・意見なし】

○部会長

別になければ、議事録は了承されたものといたします。

次に、帯広市新型インフルエンザ対策行動計画(案)についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○事務局

本日配布させていただいております資料は、帯広市新型インフルエンザ対策行動計画(案)と、帯広市新型インフルエンザ対策行動計画の概要の2種類です。本日は、概要に記載されております5点の項目に添ってご説明させていただきます。

まず、1の策定に当たっての趣旨でございます。国や北海道におきましては、既に新型インフルエンザ対策行動計画が策定されております。帯広市の対策行動計画は、国・道の対策行動計画を基本とし、帯広市としての基本的方針・役割を示すことを策定の趣旨としております。

2の対策の目的ですが、「感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる」と「社会・経済を破綻に至らせない」の2点を設定しております。国や道の行動計画でも、この2点と同様な目的となっております。感染対策として全国的・地域的な統一を保つために、同じ目的が適切との

考えに立ち、この2点の目的を掲げております。

3の対策の目標としては、4点に亘る目標としております。

1点目は「市民への啓発を行い、感染予防に努める」、2点目は「市民への正確な情報提供を行うことにより、市民の健康被害を抑えパニックを防止する」、3点目は「健康被害や社会的・経済的被害を最小限に抑える」、4点目は「庁内各部において発生した場合の業務継続のための体制を整備し、必要な市民サービスを提供する」です。

このうち、4点目についてであります。これは、市役所内で新型インフルエンザが発生した場合、引き続き行っていかなければならない業務について、優先度合い等を勘案しながら、対策行動計画とは別に、計画を策定させていただきたいと考えております。

4の帯広市の対策の基本的な考え方ですが、さきほどご説明しましたとおり、対策行動計画では基本的方針・市町村の役割などを掲げさせていただいております。個別の具体的な対策につきましては、既に国が行動計画に基づき作成している分野別のガイドラインや、そのガイドラインに沿って国や道が示している対処方針を基に、国・道との連携を図っていく考えです。

5の各発生段階の概要ですが、未発生期の準備段階、海外・国内発生段階、道内・市内発生段階、そして終息してはいないけれども第1波が終わり第2波が起きるだろうと想定される小康段階の4段階で規定させていただいております。

A3で図示しております帯広市新型インフルエンザ対策行動計画の概要版をご覧ください。

いまご説明しました4段階の区分と、各々の段階ごとの主な対策として、実施体制・情報収集、予防・まん延防止、医療、情報提供・共有、社会・経済機能の維持の5項目に分けて行動の指針を示させていただいております。

この5項目の指針につきましては、行動計画（案）の本文の各論において規定しております。それをこのA3の概要版にまとめております。

まず、準備段階では、各項目ごとに、発生に備えた準備を記載しております。

次に、海外・国内発生段階では、国においては新型インフルエンザ対策本部が設置されますが、帯広市としても庁内連絡会議を設置する旨規定しております。

予防・まん延防止につきましては、具体的なひとつの方策として、感染予防、感染拡大防止対策に関わるチラシ配布による啓発に努めます。

ところで、医療と社会・経済機能の維持の中に、強・弱の記載があります。本文では、強毒性・弱毒性と規定しております。これは、現在の発生状況と、当初国・道が計画を立てたときの発生状況の2段階で内容を規定させていただく関係上、強毒・弱毒という扱いにさせていただいております。なお、強毒・弱毒の用語説明といたしましては、本文の20ページに、強毒性は重症化しやすく致死率の高い新型インフルエンザ、弱毒性は重症化しにくく致死率の低い新型インフルエンザとして記載しております。

強毒性ということで申しますと、道内・市内発生段階においては、保健所からの要請を受けた段階で、医師会の皆様や医療機関の協力を得ながら、発熱外来体制の整備について協議していくというものです。

これに対し弱毒性の場合、発熱外来を設けず、保健所が整備する医療体制について、市民に正確な情報を提供し、市民の適切な受診機会を確保するという違いがあります。

情報提供・共有につきましては、発生段階からまん延期におきましても、市民の皆様に、発生状況や国からの対策方針等につきまして、広報紙やチラシ配布・ホームページにより、適宜適切な情報を提供していきたいと考えております。

社会・経済機能の維持につきましては、海外・国内発生段階では、弱毒の場合、予防に関する具体的な支援の規定はありません。全て強毒性を想定した形で、食料の関係や、社会的弱者への生活支援の準備や支援体制の整備について規定させていただいております。

次に、道内・市内発生段階についてですが、実施体制・情報収集につきましては、既に設置しておりますが、帯広市新型インフルエンザ対策本部の設置による体制整備を行います。

予防・まん延防止につきましては、感染予防の周知の他に、道や保健所から様々な要請が出てくると思われますので、市として関係団体や施設への要請や助言、支援を行っていきたいと考えております。

医療につきましては、強毒の場合、事前に医師会のご了解をいただいた上で、発熱外来の整備を行っていくこととさせていただいております。さらに、在宅で療養する新型インフルエンザ患者の方への支援・見守り、そして万が一亡くなられた場合の対応について規定させていただいております。弱毒の場合、受診機会を確保するため、保健所が整備した医療環境についてお知らせしていくことが基本になります。

社会・経済機能の維持につきましては、強毒で致死率が高い場合は、社会的弱者への支援や食料の確保を行っていきます。

小康段階につきましては、それまでの計画や内容について検証し、不足する物資を備えたり、頻りに使用した火葬炉の点検など、第2波に備える内容となっております。

最後に、行動計画・ガイドライン等のフロー図についてですが、国は行動計画に添った形でガイドラインを設けており、道につきましても行動計画の中で国のガイドラインに添った形での個別の対応について検討していくこととしております。帯広市としましても、国のガイドラインに添った形で、国や道から示される対処方針を受けた中で、帯広市としての対応等について決定し行動するというフロー図となっております。

以上が、帯広市新型インフルエンザ対策行動計画の案として策定したものです。

資料の説明は、以上です。

○部会長

ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問やご意見はございますか。

○部会長

この帯広市新型インフルエンザ対策行動計画の概要版を出して、なおかつ先ほど配布された新型インフルエンザについてのお知らせの両方を出したら、混乱するだけです。市民の方は、強毒という言葉を見て、新型インフルエンザがみな強毒性とってしまうのではないのでしょうか。

○事務局

国は、各市町村において、強毒の鳥インフルエンザが発生した場合を想定した上で、新型インフルエンザ対策行動計画を策定するよう要求しており、そのため今回説明したような内容となっております。ただ、座長がおっしゃるとおり、市民の方には、新型インフルエンザについてのお知らせの方をお示ししていきたいと考えております。

具体的には、この行動計画につきまして、今日の部会でご意見をいただき、また、お気付きの点があれば後日でも結構ですのでお話をいただいて、9月16日に予定されております市議会の厚生委員会に示す予定です。強毒も踏まえた上での行動計画を作っておき、強毒が発生した場合にも備えられるように体制を整理し、取り組んでいきたいと考えています。あくまでも市民の方に対しては、今日お配りしたチラシ等により、予防等呼びかけていきたいと考えています。

○部会長

市民に向けたチラシはわかりやすく良いと思います。

○委員

対策行動計画を病院に配るといっているのであればまだわかりませんが。

○事務局

十分に配慮して対応したいと思います。

○部会長

この行動計画は、市民の方に示すものではないということをご理解いただいた上で、ご意見・ご質問はありませんか。

○委員

マスクがまた不足してきていますが、購入できない場合の対応について何か考えていますか。

○事務局

市が一般住民の方の分まで購入して配布するということは、残念ながら無理な状況です。

○委員

生産が追いつかず、少しずつしか回ってこないというのが実情ですね。

○部会長

手術用のマスクも足りなくなってきましたね。

○委員

タミフルも、使わなかったから返すということではできません。本当に使う分を確保していく必要があります。

○委員

小中学校から、高校も含めて、手洗いに用いる消毒用アルコールが入手しづらいという声を聞いています。これについてはどのように考えていますか。

○事務局

先の選挙で、投票場となった保育所や学校の出入り口で使用した消毒用アルコールを、引き続きその保育所や学校で使用しています。子どもたちは石鹸で手を洗いますので、来客用として使用しています。必要に応じて、容器を小分けにしたり、拠点となる学校から不足する学校へ配るなどの対応を取っています。

委員のところには、市内の学校から問い合わせが来ているのですか。

○委員

学校薬剤師の組織に問い合わせが来ているようです。

○事務局

今用意できるのは、1ヶ月分程度のものだと思います。エタノールについては、大量となると認が必要になってきますし、必要な分だけ購入して配布していくということです。ただ、今後追加して買うときに、市場が厳しいために、なかなか手に入らないことが考えられますし、備蓄するにしても場所や制度の問題があります。また、購入費用を予算化しても、市が買い占めるのもどうかということがあります。

当面は、施設等については、総務課が中心となって対応していきます。

○部会長

他にご意見・ご質問はありませんか。

なければ、質疑を終了いたします。

その他として、何かありますか。

別になければ、事務局から何かありますか。

○事務局

次回の地域医療推進部会の日程であります。第2回健康生活支援審議会が11月に開催される予定ですので、委員の皆様に報告すべき事項があれば11月に開催したいと考えております。開催の有無につきましては堀部会長と調整のうえ、委員の皆様にお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

○部会長

以上で予定されている議事は終了いたしました。

本日は、これで閉会といたします。お疲れ様でした。